

鳥環審第10号
平成22年2月15日

鳥取県生活環境部長 法橋 誠 様

鳥取県環境審議会会長 鶴崎 展巨



湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定に基づく中海に係る湖沼水質保全
計画（案）について（答申）

平成21年3月24日付けで諮問のあったこのことについては、慎重審議の結果、案のとおり策定することが適当である。

なお、計画進行管理に関して、下記の意見を申し添える。

記

- 1 地域住民や関係行政部局に対して、水質や汚濁負荷のデータをわかりやすい形で提供する等積極的に情報公開するとともに、環境教育を通じて、関係者の自発的な取組が進むよう努めること
- 2 これまでの環境教育等のソフト対策を評価し、効果があるものについてはその充実に努め、取組を推進すること